

◎環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

(略称) 中国との環境保護協力協定

平成 六年 三月 二十日 北京で
平成 六年 三月 二十日 効力発生
平成 六年 八月二十三日 告示

(外務省告示第四五四号)

目次	ページ
前文	三五九
第一条 協力の維持及び促進	三五九
第二条 協力活動の分野	三五九
第三条 協力活動の形態	三六〇
第四条 協力活動の実施取極	三六〇
第五条 合同委員会の設置	三六〇
第六条 各種団体等との間の協力	三六一
第七条 他の取極との関係	三六一
第八条 協定の実施の条件	三六一
第九条 効力発生、有効期間及び終了	三六一
末文	三六一

環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「締約国政府」という。）は、

環境の保護が重要な意義を有していることに留意するとともに、国際的な協力を進め、この分野において現実的な成果が達成されることを希望し、

現在及び将来の世代の利益を考慮して経済及び社会の持続的な発展を実現していくため、環境の保護及び改善が重要であることを認識し、

締約国政府間の協力がそれぞれの国における環境の保護に関し共通の利益となることを信じて、そのような協力により地球上の環境の保護及び改善のため国際的な努力が一層促進されることを希望し、

千九百八十年五月二十八日に署名された科学技術の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定において科学技術分野における締約国政府間の協力の枠組みが設定されていることとを留意して、

次のとおり協定した。

第一条

締約国政府は、平等及び相互の利益に基づき環境の保護の分野における協力を維持し、かつ促進する。

第二条

協力活動の分野

- 協力活動は、環境の保護及び改善に関連する締約国政府が合意する次の分野において行うことができる。
- (a) 大気汚染及び酸性雨の防止
 - (b) 水質汚濁の防止
 - (c) 有害廃棄物の処理
 - (d) 環境悪化の人体及び健康に対する影響
 - (e) 都市環境の改善
 - (f) オゾン層の保護

中国との環境保護協力協定

日本国政府と中華人民共和国政府環境保護合作協定

日本国政府と中華人民共和国政府（以下简称“締約双方”）、
注意到、保护环境只有重要意义，希望通过国际合作在环境保护领域取得实际成果；

认识到、为兼顾当代和子孙后代的利益，为实现经济和社会的持续发展，保护和改善环境是重要的；

相信締約双方的合作符合两国有关环境保护的共同利益；
希望通过締約双方的合作进一步促进保护和改善全球环境的国际努力；

注意到一九八〇年五月二十八日签署的《日本国政府和中华人民共和国政府科学技术合作协定》中締約双方在科学技术领域的合作框架已经确定，达成协议如下：

第一条

締約双方在平等互利的基础上保持并促进环境保护领域的合作。

第二条

合作活动可在以下与保护和改善环境相关的、締約双方同意的领域开展：

- (一) 大気汚染及酸雨の防治；
- (二) 水汚染防治；
- (三) 有害廃棄物の処理；
- (四) 環境汚染对人体健康的影响；
- (五) 城市環境の改善；
- (六) 保护臭氧层；

中国との環境保護協力協定

三六〇

- (g) 地球の温暖化の防止
- (h) 生態系及び生物の多様性の保全
- (i) 環境の保護及び改善に関連するその他の分野であつて今後締約国政府が合意するもの

第三条

- この協定に基づく協力活動は、次の形態により行うことができる。
- (a) 環境の保護に関連する研究及び開発に関する活動、政策及び法令並びに環境の保護に関連する技術についての情報及び資料の交換
 - (b) 科学者、技術者その他の専門家の交流
 - (c) 科学者、技術者その他の専門家による合同セミナー及び合会
 - (d) 締約国政府が合意する協力計画（共同研究を含む。）の実施
 - (e) 締約国政府が合意するその他の形態の協力

第四条

この協定に基づく特定の協力活動の細目及び手続を定める実施取極は、締約国政府又は締約国政府の機関のいずれか適当なものを当事者として行うことができる。

第五条

- 1 締約国政府は、この協定の実施状況についての検討及び、必要な場合には、締約国政府に対する適当な提案の作成のため日中環境保護合同委員会（以下「合同委員会」といふ。）を設置する。
- 2 締約国政府は、この協定の署名の日の後三箇月以内に合同委員会の共同議長各一名を指名し、外交上の経路を通じて相互に通報する。
- 3 合同委員会は、原則として一年一回日本国及び中華人民共和国で交互に合会する。
- 4 合同委員会は、必要な場合には、協力の個別の分野を検討し効果的に推進するための作業部会を設置することができる。

- (七) 防止全球気候変動；
- (八) 自然生態環境と生物多様性保護；
- (九) 締約双方今后同意の、与環境保護和改善に関する他の領域。

第三条

- 本協定下の合作可通过下述形式进行：
- (一) 交換有关环境保护的研究与开发的活动、政策、法律法规以及有关环境保护技术的信息和资料；
 - (二) 科学者、技术人员以及其他专家的交流；
 - (三) 举办科学者、技术人员以及其他专家的联合研讨会和座谈会；
 - (四) 实施缔约双方已同意的合作计划（包括联合研究）；
 - (五) 缔约双方同意的其它形式的合作。

第四条

缔约双方或缔约双方机关任何适当部门可根据本协定的专门合作项目的细节和手続的执行协议。

第五条

- 一、缔约双方为检查本协定的实施情况，以及在必要时为缔约双方提出适当的建议，设立日中环境保护联合委员会（以下简称“联合委员会”）。
- 二、缔约双方在本协定签订之日起三个月内各自指定一人为联合委员会两主席之一，并通过外交途径相互通报。
- 三、原则上，联合委员会每年一次轮流在日本国和中华人民共和国开会。
- 四、联合委员会在必要时可为研究和有效推进个别合作项目设立工作组。

5 合同委員会の会合が開催されていない期間中のこの協定の実施に関する連絡は、外交上の経路を通じて行われる。

第六条

各種団体等の間の協力
両締約国政府は、両国の各種団体及び機関並びに個人の間での環境の保護及び改善の分野における協力をできるだけ促進する。

第七条

他の取極との関係
この協定のいかなる規定も、両締約国政府の協力に関する他の取極でこの協定の署名の日が存在するもの又はその後締結されるものに影響を及ぼすものと解してはならない。

第八条

協定の実施の条件
この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な資金の範囲内で実施される。

第九条

効力発生有効期間及び終了
1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。この協定は、二年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府が2の規定の定めるところによって終了させない限り効力を存続する。
2 いずれの一方の締約国政府も、六箇月前に他方の締約国政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の二年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
3 この協定の終了は、第四条にいう実施取極に従って行われ、かつ、この協定の終了の時に履行を完了していないいかなる計画の履行にも影響を及ぼすものではない。

末文

千九百九十四年三月二十日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

五、 聯合委員会の会合間、关于实施本協定の联系工作将通过外交途径进行。

第六条

協約双方应尽量促进两国各种团体机构及个人之间在环境保护及其他领域的合作。

第七条

本協定の任何規定均不得解釋为影响本協定簽訂前已有的或其后締約双方締結的其它合作協定。

第八条

本協定应在締約双方各自国家的法律規章以及在可能使用的資金范围内实施。

第九条

一、 本協定自簽字之日起生效，有效期为两年。此后，除非締約任何一方根据本条第二款的规定宣布终止本協定，本協定应继续有效。
二、 締約任何一方在最初两年期滿时或在其后可以在六個月以前，以書面預先通知締約另一方，随时终止本協定。
三、 本協定の終止，不影响在本協定終止之前尚未履行完畢的根據第四条所訂的任何計劃的執行。

本協定于一九九四年三月二十日在北京簽訂，一式两份，每份都用日文和中文写成，两种文本同等作准。

中国との環境保護協力協定

日本国政府のために

國府道彦

中華人民共和国政府のために

解振華

日本国政府代表
國府道彦
中華人民共和国政府代表
解振華

(参考)

この協定は、日本国政府と中国政府との間で環境の保護の分野における協力を維持し、かつ、促進するため、協力の分野、協力の形態、合同委員会の設置等を定めたものである。